

# 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する中間提言（要旨）

平成26年8月29日  
 国立公文書館の機能・施設の在り方  
 等に関する調査検討会議（内閣府）

## 1. 趣旨・背景

- 「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から、総理、衆参議長及び最高裁長官に対し要請（本年5・6月）
  - （1）衆議院は国会近隣の土地を新たな国立公文書館の建設用地として提供
  - （2）衆参両院はその保有する歴史公文書を国立公文書館に移管又は寄託
  - （3）政府は衆参両院・最高裁と連携して調査検討を進め、必要な予算を計上
- これを受け、衆院議院運営委員長と公文書担当大臣の間で協議が行われ、「三権の集まる場を設けて方向性を協議すること」、「政府の調査検討会議から具体的な提案を行うこと」が衆院議院運営委員長から提案（本年7月）
- 「中間提言」は、この提案に応えるため新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性を取りまとめるもの。今後、三権の理解が共有されることを期待しつつ、調査検討会議として考える望ましい方向性を示すこととする。

## 2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

### （1）憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

- 我が国の国立公文書館（北の丸公園）は本格的な展示機能を有しておらず、大日本帝国憲法、終戦の詔書、日本国憲法などは貴重書庫に保存されており、通常、国民は直接目にする事ができない。
- 諸外国では日常的に多くの学生・生徒等が歴史的公文書の原本を通じて国の歴史を学ぶ学習機能を果たしているが、我が国ではそのような光景はまれ。
- 国立公文書館は、国の重要歴史公文書を展示し学習する機能を備えるべき。

### （2）立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

- 公文書管理法では、立法府・司法府の文書も協議に基づき国立公文書館に移管できるとされており、最高裁の民事判決原本や検察庁の軍法会議に係る刑事訴訟記録は移管して公開することが合意済み。
- 立法府の文書も、移管が可能な文書は、公文書管理法に基づく国立公文書館への移管について積極的に検討されるべき。
- 移管が困難な場合には、寄託や共同の常設展示などを検討すべき。

### （3）国会周辺に立地する公文書の重要性を象徴する施設

- 新たな国立公文書館は国家の中核エリアである国会周辺に立地し、憲法などの国の重要な公文書を永久に保存し、世界に向けて発信していくような、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントとも言うべき態様の施設であるべき。
- その前提条件として国会近隣に土地が必要であるが、国会近隣の土地は衆議院の所管になっているため、土地の提供に関する衆議院の判断が重要である。

## 3. 調査検討会議における今後の検討

- 国立公文書館の機能・施設の在り方に関するその他の幅広い論点について、年度内を目途に報告書を取りまとめる予定。